



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次

(取扱課室名) ページ

○ 告示

- 91 家畜伝染病予防法による監視伝染病の発生を予防するための消毒の実施 (畜産課)..... 1
- 92 公共測量の実施 (技術調査課)..... 1
- 93 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定 (砂防課)..... 2
- 94 " (")..... 2
- 95 一般競争入札による落札者の決定 (建築住宅課)..... 4

○ 監査公表

- 監査公表第1号 5

告 示

和歌山県告示第91号

監視伝染病の発生を予防するため、家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第9条の規定に基づき、家畜の所有者に対し、次のとおり消毒を実施することを命ずる。

平成29年1月24日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 実施の目的

県内における緊急的な高病原性鳥インフルエンザの予防

2 実施する区域

県内全域

3 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

(1) 家畜の種類

家きん

(2) 実施の範囲

ア 飼養羽数が100羽以上である全ての家きんを飼養する施設（以下「家きん飼養施設」という。）

イ ア以外の家きん飼養施設で家畜防疫員が必要と認めるもの

4 実施の期日

平成29年1月28日から同年3月31日まで

5 消毒の方法

消石灰等の消毒薬を家きん飼養施設内の家きん舎の周囲及び家きん飼養施設の外縁部に散布する方法

和歌山県告示第92号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定に基づき和歌山県知事から公共測量を実施する旨通知があったので、次のとおり公示する。

平成29年1月24日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 作業の種類 公共測量（航空レーザ測量）

2 作業期間 平成29年1月20日から同年3月17日まで

3 作業地域 和歌山県新宮市南檜杖外地内 (富田川、日置川、古座川、熊野川)

和歌山県告示第93号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律 (平成12年法律第57号。以下「法」という。) 第7条第1項及び第9条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域として指定する。

平成29年1月24日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域

(1) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

土石流及び急傾斜地の崩壊

(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の名称

慶円寺谷 (1-201-1-010)、愛宕山西谷 (1-201-2-002)、高塚山西谷 (1-201-2-003)、善明寺

(1) (I-277)、善明寺 (2) (I-278)、善明寺 (I-279)、善明寺 (4) (I-2247)、善明寺

(3) (I-3594)、大谷 (301) (III-1064)、大谷 (302) (III-1065)、善明寺 (301) (III-1068)、

善明寺 (303) (III-1070)、東出 (I-274)、大谷 (1) (I-275)、大谷・大谷東谷 (I-276)、大

谷 (7) (II-2057)、大谷 (8) (II-2058)、大谷 (9) (I-3593)

(3) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示

次の図書のとおり

(4) 法第9条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令

(平成13年政令第84号。以下「施行令」という。) で定める事項

次の図書のとおり

(「次の図書」は、省略し、その図面を和歌山県県土整備部河川・下水道局砂防課及び海草振興局建設部並びに和歌山市役所に備え置いて縦覧に供する。)

2 土砂災害警戒区域

(1) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

地滑り

(2) 土砂災害警戒区域の名称

善明寺 (98)、大谷 (100)

(3) 土砂災害警戒区域の表示

次の図書のとおり

(4) 法第7条第1項に規定する施行令で定める事項

次の図書のとおり

(「次の図書」は、省略し、その図面を和歌山県県土整備部河川・下水道局砂防課及び海草振興局建設部並びに和歌山市役所に備え置いて縦覧に供する。)

和歌山県告示第94号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律 (平成12年法律第57号。以下「法」という。) 第7条第1項及び第9条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域として指定する。

平成29年1月24日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域

(1) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

土石流及び急傾斜地の崩壊

(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の名称

四邑川右支溪(3-341-1-050)、四邑川左支溪(3-341-1-051)、四邑川左支溪(3-341-1-052)、四邑川左支溪(3-341-1-053)、四邑川右支溪(3-341-2-048)、四邑川右支溪(3-341-2-049)、四邑川右支溪(3-341-2-050)、四邑川右支溪(3-341-2-051)、四邑川左支溪(3-341-2-052)、星山谷川2(3-341-1-049-2)、四邑川右支溪(3-341-2-047)、真国川右支溪(3-341-2-081)、真国川右支溪(3-341-2-082)、真国川左支溪(3-341-2-083)、真国川左支溪(3-341-2-084)、真国川左支溪(3-341-2-085)、力水谷川(3-341-1-034)、真国川右支溪(3-341-2-069)、真国川右支溪(3-341-2-070)、真国川右支溪(3-341-2-071)、真国川右支溪(3-341-2-072)、真国川右支溪(3-341-2-073)、真国川右支溪(3-341-2-074)、真国川右支溪(3-341-2-075)、下居川(3-341-2-076)、真国川右支溪(3-341-2-079)、真国川右支溪(3-341-2-080)、四邑川右支溪(3-341-1-047)、四邑川右支溪(3-341-2-046)、真国川右支溪(3-341-1-065)、真国川左支溪(3-341-1-066)、東出谷川(3-341-1-067-1)、東出谷川(3-341-1-067-2)、真国川左支溪(3-341-1-068)、真国川右支溪(3-341-2-058)、真国川右支溪(3-341-2-060)、真国川右支溪(3-341-2-061)、真国川右支溪(3-341-2-062)、真国川右支溪(3-341-2-063)、真国川右支溪(3-341-2-064)、真国川右支溪(3-341-2-065)、真国川右支溪(3-341-2-066)、真国川右支溪(3-341-2-067)、真国川右支溪(3-341-2-068)、真国川左支溪(3-341-2-086)、真国川左支溪(3-341-2-087)、真国川左支溪(3-341-2-088-1)、真国川左支溪(3-341-2-088-2)、真国川左支溪(3-341-2-089)、真国川左支溪(3-341-2-090)、真国川左支溪(3-341-2-091)、真国川左支溪(3-341-2-092)、真国川左支溪(3-341-2-093)、真国川左支溪(3-341-2-094)、善坊谷(3-341-2-095)、平14(I-123)、日高1(I-3096)、日高2(I-3097)、日高3(I-3098)、日高4(I-3104)、平天ノ河1(II-387)、平天ノ河2(II-388)、平天ノ河3(II-389)、日高6(II-706)、日高7(II-707)、日高8(II-708)、日高9(II-709)、日高10(II-710)、日高11(II-711)、日高12(II-712)、日高13(II-713)、日高14(II-714)、日高15(II-715)、日高16(II-718)、日高17(II-719)、日高18(II-720)、平(1)(II-10057)、平(2)(II-10058)、平(3)(II-10059)、平(4)(II-10060)、平(5)(II-10061)、平(6)(II-10062)、日高(1)(II-10063)、日高(2)(II-10064)、日高(3)(II-10065)、日高(4)(II-10066)、日高(5)(II-10067)、日高(6)(II-10068)、平13(III-114)、星山3(II-681)、星山4(II-682)、星山5(II-683)、星山6(II-684)、星山7(II-685)、星山8(II-686)、星山9(II-687)、星山10(II-688)、星山11(II-689)、星山13(II-10031)、星山14(II-10032)、星山15(II-10033)、星山16(II-10034)、上天野14(III-222)、上天野1(II-643)、上天野3(II-648)、上天野4(II-649)、上天野5(II-650)、上天野6(II-651)、上天野7(II-652)、上天野8(II-653)、上天野9(II-658)、上天野10(II-659)、上天野11(II-660)、上天野12(II-661)、上天野13(II-662)、山崎14(II-571)、教良寺1(II-572)、教良寺2(II-573)、教良寺3(II-574)、教良寺4(II-575)、教良寺5(II-578)、教良寺6(II-579)、教良寺9(II-10069)、教良寺10(II-10070)、教良寺11(II-10071)、教良寺12(II-10072)、教良寺13(II-10073)、教良寺14(II-10074)、教良寺15(II-10075)、上天野15(II-10076)、上天野16(II-10077)、下天野2(II-645)、下天野3(II-646)、下天野4(II-647)、下天野5(II-654)、下天野6(II-655)、下天野8(II-657)、下天野11(II-692)、下天野12(II-693)、下天野14(II-695)、下天野15(II-696)、下天野16(II-697)、下天野17(II-698)、下天野18(II-699)、下天野19(II-700)、下天野20(II-701)、下天野21(II-702)、下天野22(II-703)、下天野23(II-10035)、下天野24(II-10036)、下天野25(II-10037)、下天野26(II-10038)、下天野27(II-10039)、下天野28(II-10040)、下天野29(II-10041)、下天野30(II-10042)、下天野31(II-10043)、下天野32(II-10044)、星川3(II-625)、星川4(II-626)、星川5(II-627)、星川6(II-628)、星川7(II-629)、星川8(II-630)、星川9(II-631)、星川10(II-632)、星川11(II-633)、星川12(II-634)、星川13(II-635)、星

川14(Ⅱ-636)、星川15(Ⅱ-637)、星川16(Ⅱ-638)、星川17(Ⅱ-639)、星川18(Ⅱ-640)、星川19(Ⅱ-641)、星川21(Ⅱ-676)、星川22(Ⅱ-677)、星川1(I-3093)、星川25(Ⅱ-10045)、星川26(Ⅱ-10046)、星川27(Ⅱ-10047)、星川28(Ⅱ-10048)、星川29(Ⅱ-10049)、星川31(Ⅱ-10051)、星川32(Ⅱ-10052)、星川34(Ⅱ-10054)、星川35(Ⅱ-10055)、星川36(Ⅱ-10056)、志賀51(I-101)、志賀市峠1(Ⅱ-721)、志賀市峠2(Ⅱ-722)、志賀市峠3(Ⅱ-723)、志賀市峠4(Ⅱ-724)、志賀4(Ⅱ-725)、志賀5(Ⅱ-726)、志賀6(Ⅱ-727)、志賀7(Ⅱ-728)、志賀8(Ⅱ-729)、志賀9(Ⅱ-730)、志賀11(Ⅱ-732)、志賀12(Ⅱ-733)、志賀13(Ⅱ-734)、志賀14(Ⅱ-735)、志賀15(Ⅱ-736)、志賀下志賀1(Ⅱ-737)、志賀下志賀2(Ⅱ-738)、志賀16(Ⅱ-740)、志賀18(Ⅱ-742)、志賀下志賀4(Ⅱ-743)、志賀19(Ⅱ-744)、志賀下志賀5(Ⅱ-745)、志賀下志賀6(Ⅱ-746)、志賀下志賀7(Ⅱ-747)、志賀下志賀8(Ⅱ-748)、志賀下志賀9(Ⅱ-749)、志賀20(Ⅱ-750)、志賀21(Ⅱ-751)、志賀下志賀12(Ⅲ-224)、志賀52(Ⅱ-10078)、志賀53(Ⅱ-10079)、志賀54(Ⅱ-10080)、志賀55(Ⅱ-10081)、志賀56(Ⅱ-10082)、志賀1(I-3099)、志賀2(I-3100)、志賀3(I-3101)、志賀22(Ⅱ-752)、志賀23(Ⅱ-753)、志賀下志賀10(Ⅱ-754)、志賀24(Ⅱ-755)、志賀下志賀11(Ⅱ-756)、志賀25(Ⅱ-757)、志賀26(Ⅱ-758)、志賀27(Ⅱ-759)、志賀28(Ⅱ-760)、志賀29(Ⅱ-761)、志賀30(Ⅱ-762)、志賀31(Ⅱ-763)、志賀32(Ⅱ-764)、志賀33(Ⅱ-765)、志賀34(Ⅱ-766)、志賀35(Ⅱ-767)、志賀36(Ⅱ-768)、志賀37(Ⅱ-769)、志賀38(Ⅱ-770)、志賀39(Ⅱ-771)、志賀40(Ⅱ-772)、志賀41(Ⅱ-773)、志賀42(Ⅱ-774)、志賀43(Ⅱ-775)、志賀44(Ⅱ-776)、志賀45(Ⅱ-777)、志賀46(Ⅱ-778)、志賀47(Ⅱ-779)、志賀48(Ⅱ-780)、志賀49(Ⅱ-781)、志賀50(Ⅱ-808)

(3) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示

次の図書のとおり

(4) 法第9条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令(平成13年政令第84号。以下「施行令」という。)で定める事項

次の図書のとおり

(「次の図書」は、省略し、その図面を和歌山県県土整備部河川・下水道局砂防課及び伊都振興局建設部並びにかつらぎ町役場に備え置いて縦覧に供する。)

2 土砂災害警戒区域

(1) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

土石流、地滑り及び急傾斜地の崩壊

(2) 土砂災害警戒区域の名称

星山谷川1(3-341-1-049-1)、真国川右支溪(3-341-2-077)、真国川右支溪(3-341-2-078)、峰窪(138)、広口1(141)、大松(147)、広口2(247)、東大久保(245)、平(246)、星山(150)、上天野(255)、下天野(256)、星川2(257)、星川1(258)、山崎(2)、三谷(35)、日高(261)、下天野9(Ⅱ-690)、下天野1(I-3103)

(3) 土砂災害警戒区域の表示

次の図書のとおり

(4) 法第7条第1項に規定する施行令で定める事項

次の図書のとおり

(「次の図書」は、省略し、その図面を和歌山県県土整備部河川・下水道局砂防課及び伊都振興局建設部並びにかつらぎ町役場に備え置いて縦覧に供する。)

和歌山県告示第95号

住宅管理システム構築・運用保守業務及び機器等賃貸借について、一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号。以下

「特別政令」という。) 第12条及び和歌山県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則(平成7年和歌山県規則第107号) 第10条の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成29年1月24日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 落札に係る特定役務の名称及び数量
住宅管理システム構築・運用保守業務及び機器等賃貸借 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
和歌山県県土整備部都市住宅局建築住宅課
和歌山市小松原通一丁目1番地
- 3 落札者を決定した日
平成29年1月5日
- 4 落札者の氏名及び住所
富士通・JECCコンソーシアム
(代表者) 富士通株式会社和歌山支店
和歌山県和歌山市黒田一丁目1番19号
(構成員) 株式会社JECC
東京都千代田区丸の内三丁目4番1号
- 5 落札金額
総額77,750,280円(うち消費税及び地方消費税の額5,759,280円)
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 特例政令第6条の公告を行った日
平成28年11月25日

監 査 公 表

和歌山県監査公表第1号

地方自治法(昭和22年法律第67号) 第199条第4項の規定により、平成28年11月22日、同月29日及び同年12月22日に実施した監査の結果を、同条第9項の規定により次のとおり公表する。

平成29年1月24日

和歌山県監査委員 江 川 和 明
和歌山県監査委員 河 野 ゆ う
和歌山県監査委員 濱 口 太 史
和歌山県監査委員 鈴 木 太 雄

1 監査対象機関及び監査実施年月日

| 監査対象機関 | 監査実施年月日 |
|-------------------|-------------|
| 日高振興局 | 平成28年11月22日 |
| 和歌山県立日高高等学校・附属中学校 | " |
| 和歌山県立紀央館高等学校 | " |
| 和歌山県立南部高等学校 | " |
| 和歌山県立みはま支援学校 | " |
| 和歌山県御坊警察署 | " |
| 西牟婁振興局 | 平成28年11月29日 |
| 紀南県税事務所 | " |
| 紀南児童相談所 | " |
| 田辺産業技術専門学院 | " |
| 南紀白浜空港管理事務所 | " |

| | |
|-------------------|-------------|
| 給与福利課紀南分室 | 〃 |
| 和歌山県教育センター学びの丘 | 〃 |
| 和歌山県立田辺高等学校・田辺中学校 | 〃 |
| 和歌山県立田辺工業高等学校 | 〃 |
| 和歌山県立神島高等学校 | 〃 |
| 和歌山県立南紀高等学校 | 〃 |
| 和歌山県立熊野高等学校 | 〃 |
| 和歌山県立南紀支援学校 | 〃 |
| 和歌山県立はまゆう支援学校 | 〃 |
| 和歌山県田辺警察署 | 〃 |
| 和歌山県白浜警察署 | 〃 |
| 東牟婁振興局 | 平成28年12月22日 |
| なぎ看護学校 | 〃 |
| 和歌山県立串本古座高等学校 | 〃 |
| 和歌山県立新宮高等学校 | 〃 |
| 和歌山県立新翔高等学校 | 〃 |
| 和歌山県立みくまの支援学校 | 〃 |
| 和歌山県串本警察署 | 〃 |
| 和歌山県新宮警察署 | 〃 |

2 監査の結果

(1) 指摘事項

なし

(2) 注意事項

ア 日高振興局地域振興部

- (ア) 旅費計算書において、計算誤りによる過渡し、戻入及び追給がされていた事例があったので、今後このようなことのないよう、適正に処理されたい。
- (イ) 旅行命令簿の復命欄において、命令権者確認印の押印漏れがあったので、適正に処理されたい。
- (ウ) 旅行命令をすべきところ外出承認でしていたので、適正に処理されたい。
- (エ) 交付金について、誤った請求書に基づき支出したため過払いが生じ、戻入されていた事例があったので、今後このようなことのないよう、適正に処理されたい。

イ 日高振興局健康福祉部

- (ア) 生活保護費返還金の未収金については、平成27年度末で約826万円となっており、前年度末に比し約51万円増加している。
- 今後も、新規未収金の発生防止に努めるとともに、未納者の現状を把握し償還指導を行うなど、適切な債権管理に努められたい。
- (イ) 母子父子寡婦福祉資金貸付金償還金の未収金については、平成27年度末で約180万円となっており、前年度末に比し約23万円増加している。
- 今後も、新規未収金の発生防止に努めるとともに、未納者の現状を把握し償還指導を行うなど、適切な債権管理に努められたい。
- (ウ) 集中調達物品以外の物品の調達に係る消耗品の納品について、納品書に受付印及び担当者の個人印の押印がなされていない事例があった。
- また、物品調達伺書を起案した職員が納品検査を行っていた事例があったので、平成21年1月5日付け出第306号会計管理者及び財第235号総務部長通知に従い、適正に処理されたい。
- (エ) 平成26年12月5日付け総集第668号総務事務集中課長通知による「物品管理簿に記載されている備品の現在高と現物との照合」を行った結果、両者に相違があったので、今後このようなことのないよう、適正に処理されたい。

ウ 日高振興局農林水産振興部

- (ア) 平成27年度間伐加速化事業（未利用間伐材利用促進対策）補助金について、森林作業道整備に

係る事業計画が変更され、作業道延長が増加しているが、当該作業道整備の完了後に提出された補助金変更交付申請に基づき補助金の増額を行っていたので、適正に処理されたい。

(イ) 県有林管理業務委託について、簡易公開調達の対象となる業務であるにもかかわらず見積合わせによる随意契約を行っていたので、適正に処理されたい。

エ 日高振興局建設部

(ア) 土木使用料（公営住宅）の収入未済額は、平成27年度末で約353万円となっており、前年度末に比し約75万円減少している。

今後も、未納者の現状を把握し、適切な債権管理に努められたい。

(イ) 国道425号道路改良工事に伴う電気通信線路の移転補償について、物件移転後に補償契約を締結していたので、適正に処理されたい。

オ 和歌山県立日高高等学校・附属中学校

紀の国わかやま国体に係る学校施設の使用において、本来教育委員会が許可すべき1週間以上の使用を学校長が許可し、施設の使用に伴い発生した光熱水費に係る収入調定を行っていたので、適正に処理されたい。

カ 和歌山県立紀央館高等学校

(ア) 旅費計算書において、計算誤りにより過渡しが生じ、戻入されていた事例があったので、今後このようなことのないよう、適正に処理されたい。

(イ) 平成26年12月5日付け総集第668号総務事務集中課長通知による「物品管理簿に記載されている備品の現在高と現物との照合」を行った結果、両者に相違があったので、今後このようなことのないよう、適正に処理されたい。

キ 和歌山県立みはま支援学校

旅費計算書において、計算誤りにより過渡しが生じ、戻入されていた事例があったので、今後このようなことのないよう、適正に処理されたい。

ク 和歌山県御坊警察署

旅費計算書において、計算誤りにより過渡しが生じ、戻入されていた事例があったので、今後このようなことのないよう、適正に処理されたい。

ケ 西牟婁振興局地域振興部

(ア) 所得税の控除額を誤り歳入歳出外現金の払渡処理を行っていたので、今後このようなことのないよう、適正に処理されたい。

(イ) 行政財産の使用許可に際し、共架された電話線の使用料の積算を誤っていたので、適正に処理されたい。

(ウ) 旅費計算について、調整額を誤り過支給となっていた事例があったので、適正に処理されたい。
また、路程の誤り、旅行命令の重複、旅行者の誤り及び旅費別途支給の処理誤りによる支給誤りについては返納等により是正済みであるが、今後このようなことのないよう、適正に処理されたい。

(エ) 集中調達物品以外の物品（書籍）の調達に係る消耗品の納品について、納品書を收受していなかったので、平成21年1月5日付け出第306号会計管理者及び財第235号総務部長通知に従い、適正に処理されたい。

(オ) 平成27年度西牟婁総合庁舎清掃業務委託について、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第3号の規定に基づく随意契約を1人の見積書により契約していたが、和歌山県財務規則の運用について（依命通達）（昭和63年4月1日付け出第1号）第109条関係に規定する1人の見積書で足りる事項に該当しないので、適正に処理されたい。

(カ) 自家用電気工作物に係る保安全管理業務委託契約において、業務完了前の日付の履行確認により一般払をしていたので、適正に処理されたい。

(キ) 建築基準法(昭和25年法律第201号)第12条に基づく定期点検業務委託において、契約締結の決裁に契約保証金を免除する旨の記載がなかったため、適正に処理されたい。

(ク) ETCカード使用承認・使用管理簿において、旅行命令権者の使用承認を受けていない事例があったため、適正に処理されたい。

(ケ) 単価契約に基づく修繕料等の支出において、金額に誤りのある請求書に基づき過誤払がなされた事例があったため、適正な支出審査を行われたい。

コ 西牟婁振興局健康福祉部

(ア) 生活保護費返還金の未収金については、平成27年度末で約587万円となっており、前年度末に比し約98万円増加している。

今後も、新規未収金の発生防止に努めるとともに、未納者の現状を把握し償還指導を行うなど、適切な債権管理に努められたい。

(イ) 母子父子寡婦福祉資金貸付金償還金の未収金については、平成27年度末で約421万円となっており、前年度末に比し約15万円減少している。

今後も、新規未収金の発生防止に努めるとともに、未納者の現状を把握し償還指導を行うなど、適切な債権管理に努められたい。

(ウ) 保健所使用料の徴収において、健康診断依頼時の健診内容にない点数項目を計上した結果、過徴収が生じ、その後戻出していたため、今後このようなことのないよう、適正に処理されたい。

(エ) 感染症の審査に関する協議会委員の報酬について、委任払をしていたため、適正に処理されたい。

(オ) 精神保健指定医への報酬を二重払し、戻入していたため、今後このようなことのないよう、適正に処理されたい。

(カ) 早朝出発夜間帰着の条件を満たす旅行命令において、早朝出発夜間帰着欄への記入がなされていない事例があったため、適正に処理されたい。

(キ) 旅行命令簿において、移動方法の記載を誤り、旅費を支出、戻入していた事例があったため、今後このようなことのないよう、適正に処理されたい。

(ク) 旅費別途支出の費用弁償を誤って支出、戻入していた事例があったため、今後このようなことのないよう、適正に処理されたい。

サ 西牟婁振興局農林水産振興部

超過勤務・休日勤務命令簿兼振替等整理簿において、命令権者の事後確認を受けていなかった事例があったため、適正に処理されたい。

シ 西牟婁振興局建設部

(ア) 損害賠償金及び修繕料の支払を伴う公用車による交通事故が発生していたため、今後は事故防止に留意し、車両の適正な管理に努められたい。

(イ) 土木使用料(公営住宅)の収入未済額は、平成27年度末で約1,427万円となっており、前年度末に比し約55万円減少している。

今後も、未納者の現状を把握し、適切な債権管理に努められたい。

(ウ) 工事請負費の前払金において、過誤払として戻入されていたが関係書類を確認できなかったため、適正に処理されたい。

(エ) 道路維持修繕工事に係る単価契約において、誤った金額の請求書を受領したため支払額に不足が生じ、追加で支出されていた事例があったため、今後このようなことのないよう、適正に処理されたい。

(オ) 県営住宅修繕に係る単価契約において、誤った金額の請求書を受領したため過渡しが生じ、戻入されていた事例があったため、今後このようなことのないよう、適正に処理されたい。

(カ) 複合機賃貸借の単価契約において、誤った基本料金で契約及び支出し、変更契約により対応し

ていたので、今後このようなことのないよう、適正に処理されたい。

ス 紀南県税事務所

(ア) 県税の未収金については、滞納整理に努力されているところであり、収入率は94.9%と前年度に比し0.8ポイント増加しており、平成27年度末の収入未済額も約3億2,751万円と、約5,713万円減少している。

しかしながら、個人県民税の収入未済額は、県税全体の約86%を占めていることから、管内市町への職員派遣や地方税法（昭和25年法律第226号）第48条の規定に基づく県の直接徴収を継続実施するとともに、事務所の滞納整理の方針に従いその強化を図り、収入未済額の縮減に向け一層努力され、県税収入の確保に努められたい。

また、延滞金についても、適切な債権管理により収入未済額の縮減に努められたい。

(イ) 旅行命令簿の記載誤りにより過渡しを行い戻入していた事例があったので、今後このようなことのないよう、適正に処理されたい。

セ 紀南児童相談所

児童福祉施設入所負担金の未収金については、平成27年度末で約220万円であり、前年度末に比し約5万円増加している。

今後も、子ども未来課等と債権管理の方策について十分協議を進めるとともに、督促や戸別訪問等徴収に向けた取組を行い、未収額の縮減を図られたい。

ソ 田辺産業技術専門学院

(ア) 各種証明関係事務の手数料について、徴収額を誤っていた事例があったので、適正に処理されたい。

(イ) 役務の提供等の契約に係る簡易公開調達について、公告を行っていない事例があったので、適正に処理されたい。

(ウ) 非常勤職員の報酬に係る社会保険料控除について、次の不適切な事例があったので、今後このようなことのないよう、適正に処理されたい。

a 報酬からの控除漏れがあった。

b 控除額の誤りがあった。

c 就労証明書への記載誤りがあった。

(エ) 授業料収入について、調定額を誤ったため過納が生じ、その後戻入していた事例があったので、今後このようなことのないよう、適正に処理されたい。

タ 南紀白浜空港管理事務所

現金出納簿において、金融機関への払込日が実際の払込日と相違していたので、適正に処理されたい。

チ 和歌山県立南紀高等学校

旅行命令簿において用務地点を誤り旅費を過渡ししていた。

また、直行直帰の旅行命令で、学校に出勤したものの正しい旅行命令変更がなされず旅費の支給額が不足していたので、併せて適正に処理されたい。

ツ 和歌山県立熊野高等学校

旅費について、他の団体からの支給があったにもかかわらず支払を行い戻入した事例があったので、適正に処理されたい。

テ 和歌山県立南紀支援学校

(ア) 旅費計算書において、計算誤りにより過誤払が生じていた事例があったので、適正に処理されたい。

(イ) 学校指定医の報酬について、委任払をしていたので、適正に処理されたい。

ト 和歌山県田辺警察署

- (ア) 旅費計算書において、計算誤りにより過渡しが生じ、戻入されていた事例があったので、今後このようなことのないよう、適正に処理されたい。
- (イ) 産業廃棄物収集・運搬及び処分業務委託について、委託業務内容の変更（業務量の減少）に伴い委託料を減額すべきところ、当初契約を変更せずに委託料を支払っていたので、適正に処理されたい。
- ナ 東牟婁振興局地域振興部
- (ア) 旅費計算書において、計算誤りにより過渡しが生じ、戻入されていた事例があったので、今後このようなことのないよう、適正に処理されたい。
- (イ) 超過勤務手当について、週38時間45分を超えていないにもかかわらず25/100の手当を支給していた事例があったので、適正に処理されたい。
- (ウ) 過誤払に係る戻入票において、出納機関の審査がなされずに返納通知書が発送されていたので、適正に処理されたい。
- ニ 東牟婁振興局健康福祉部
- (ア) 生活保護費返還金の未収金については、平成27年度末で約893万円となっており、前年度末に比し約13万円増加している。
- 今後も、文書による督促に加え、電話による催告、自宅訪問による納付指導などの債権回収に努めるとともに、不納欠損も考慮した適切な債権管理に努められたい。
- また、被保護者の資産状況を精査し収入の把握に努めるなど、新規未収金の発生防止に努められたい。
- (イ) 母子父子寡婦福祉資金貸付金償還金の未収金については、平成27年度末で約335万円となっており、前年度末に比し約22万円減少している。
- 今後も、新規未収金の発生防止のために貸付時における償還指導の徹底を図るとともに、適時に連帯保証人や連帯借受人などを交えた協議の場を持つなど、未納者の現状を把握し、適切な債権管理に努められたい。
- (ウ) 精神保健指定医報酬において、不支給として取り扱うべき医師に対して誤って報酬を支出し、返納させていたので、今後このようなことのないよう、適正に処理されたい。
- (エ) 損害賠償金及び修繕料の支払を伴う公用車による交通事故が発生していたので、今後は事故防止に留意し、車両の適正な管理に努められたい。
- ヌ 東牟婁振興局健康福祉部串本支所
- (ア) 生活保護費返還金の未収金については、平成27年度末で約726万円となっており、前年度末に比し約58万円増加している。
- 今後も、新規未収金の発生防止に努めるとともに、未納者の現状を把握し償還指導を行うなど、適切な債権管理に努められたい。
- (イ) 母子父子寡婦福祉資金貸付金償還金の未収金については、平成27年度末で約38万円となっており、前年度末に比し約11万円減少している。
- 今後も、新規未収金の発生防止に努めるとともに、未納者の現状を把握し償還指導を行うなど、適切な債権管理に努められたい。
- (ウ) 公用車車検費用について、資金前渡により資金前渡者の口座に振り込まれたが、出金する額を誤り自動車整備業者に手渡す額が不足していたために不足分を同業者が一時的に立て替えていた。その後不足額は業者に支払われていたが、今後このようなことのないよう、適正に処理されたい。
- (エ) 住宅支援給付事業において、支給決定の手続を行わず支出していたので、適正に処理されたい。
- (オ) 精神保健指定医報酬において、不支給として取り扱うべき医師に対して誤って報酬を支出し、返納させていたので、今後このようなことのないよう、適正に処理されたい。

ネ 東牟婁振興局農林水産振興部

超過勤務手当について、週38時間45分を超えていないにもかかわらず25/100の手当を支給していた事例があったので、適正に処理されたい。

ノ 東牟婁振興局串本建設部

土木使用料(公営住宅)については、平成27年度末で約52万円が収入未済となっており、前年度末に比し約10万円減少している。

今後、未納者の現状を把握し、適切な債権管理に努められたい。

ハ 東牟婁振興局新宮建設部

(ア) 旅行命令の誤りにより過渡しが生じ、返納分の収入調定を行っていた事例があったので、今後このようなことのないよう、適正に処理されたい。

(イ) 旅費計算書において、計算誤りにより過渡しが生じ、戻入されていた事例があったので、今後このようなことのないよう、適正に処理されたい。

(ウ) 土木使用料(公営住宅)の収入未済額は、平成27年度末で約241万円となっており、前年度末に比し約26万円増加している。

今後、未納者の現状を把握し、適切な債権管理に努められたい。

(エ) 交通事故に伴う損害賠償請求に係る収入未済額は、平成27年度末で約27万円となっており、前年度末に比し約5千円減少している。

今後、未納者の現状を把握し、適切な債権管理に努められたい。

(オ) 農林水産業使用料(漁港)の収入未済額が平成27年度末で約29万円新たに発生している。

今後、未納者の現状を把握し、適切な債権管理に努められたい。

(カ) 未納の土地水面使用料について、納期限後20日以内に督促状を発していない事例があったので、今後このようなことのないよう、適正に処理されたい。

(キ) 現金を出納したにもかかわらず、現金出納簿への登記を行っていない事例があったので、今後このようなことのないよう、適正に処理されたい。

(ク) 資金前渡口座に利子が発生しているにもかかわらず、歳入に組み入れていなかったため、適正に処理されたい。

ヒ なぎ看護学校

(ア) 物品調達伺書において、学校長の決裁印が押印漏れとなっている事例があったので、適正に処理されたい。

(イ) 台帳扱い物品における支出票の検収日が相違していた事例があったので、適正に処理されたい。

(ウ) 旅行命令をすべきところ外出承認でしていたので、適正に処理されたい。

フ 和歌山県立串本古座高等学校

(ア) 収納員が現金を収受したにもかかわらず、現金出納簿が作成されていない事例があったので、適正に処理されたい。

(イ) 串本校舎第二体育館屋根修繕及び古座校舎校長室前廊下雨漏り修繕につき、和歌山県財務規則の運用について(依命通達)第109条関係1(11)に基づき1人の見積書により随意契約を行っていたが、同規定を適用する事項には該当しないため、適正に処理されたい。

ヘ 和歌山県立新翔高等学校

(ア) 旅費計算書において、用務地を誤り旅費が過支給され戻入されていた事例があったので、今後このようなことのないよう、適正に処理されたい。

(イ) 年会費に係る負担金において、請求書の具備事項を満たしていない依頼文に基づき支出を行っていたので、適正に処理されたい。

(ウ) 年会費に係る資金前渡の負担行為において、決裁が出納機関に合議されていなかったため、適正に処理されたい。

ホ 和歌山県立みくまの支援学校

(ア) 誤って旅費を二重払いして、戻入していた事例があったので、今後このようなことのないよう、適正に処理されたい。

(イ) 旅行依頼簿において、決裁権者の決裁を受けていない事例があったので、適正に処理されたい。

マ 和歌山県串本警察署

旅費計算書において、計算誤りにより過渡しが生じ、戻入されていた事例があったので、今後このようなことのないよう、適正に処理されたい。

(3) 検討事項

ア 日高振興局建設部

廃川敷地の処理について、平成27年度末現在で未処理となっているものが32箇所あるが、適正な管理に努めるとともに売却や一定の条件を付して貸し付けるなどの方策を検討されたい。

イ 東牟婁振興局新宮建設部

廃道敷地については、平成27年度末で6件が未処理となっているので、引き続き廃道敷地の現況に応じた適正な管理とともに、処分に努められたい。

(4) 上記以外の機関においては、事務の執行は、おおむね適正であると認めた。

なお、改善を要すると認められた軽微な事項については、その都度注意を行った。